

## 新潟暮らし創造運動ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新潟暮らし創造運動ロゴマーク」（以下、ロゴマークという。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、急激に進む人口減少、少子・超高齢化に対応する持続可能なまちづくりを進めるため、新潟暮らしの良いところを伸ばし、弱点・欠点を改善する取組みを推進し、新潟暮らしの魅力を市内外にアピールする「新潟暮らし創造運動」のシンボルとして、暮らしやすさを向上する取組みや新潟暮らしの魅力の発信に係る啓発ロゴマークとして使用するものである。

(使用の基準)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（個人、法人及び法人格のない団体を含む。以下、使用者という。）は、新潟市の暮らしやすさを向上する取組みや新潟暮らしの魅力を発信する場合、ロゴマークを使用することができる。

(使用の制限)

第4条 前条の規定に関わらず、使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークを使用できない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (5) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの

- (8) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用上適当でないと市長が認めるもの

2 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用できない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種のもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する業種のもの
- (3) 債権取立て、示談引き受け等に関する業種のもの
- (4) たばこに関するもの
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 占い、運勢判断等に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 法令等に定められた許可等を受けることなく業を行うもの
- (10) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の事業者
- (12) 法令等に違反しているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善をしていないもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用者として適当でないと市長が認めるもの

（使用の届け出）

第5条 使用者が、本要綱第3条に則した取組みやイベントを市ホームページ等（以下、市の広報という。）に掲載を希望する場合、市長に新潟暮らし創造運動ロゴマーク使用

届出書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし市の広報に掲載を希望しない場合、この限りではない。

（経費等の負担）

第6条 市長は、使用者がロゴマークの使用に関して負担した一切の費用を負担しない。

（遵守事項）

第7条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) 別添「新潟暮らし創造運動ロゴマーク使用マニュアル」を遵守すること。
- (2) ロゴマークの一部を使用する、縦横比率を変更するなど、著作者人格権を侵害しないこと。二次的創作物を制作する場合においても同様とする。
- (3) ロゴマークを商品名の全部及び一部として使用することはできないものとする。

（使用料）

第8条 ロゴマークの使用料は無料とする。

（改善指導及び使用差し止め）

第9条 市長は、ロゴマークの使用が本要綱に反すると認められるときは、使用者に対し、改善を指導することができる。改善が見られない場合は、使用を差し止め、使用者に対し、物品等の回収等の措置を請求することができる。この場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わないものとする。

（責任の所在）

第10条 市長は、ロゴマークの使用に起因する損失保障等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、新潟市に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により新潟市に損害を与えた場合は、生じた損害を新潟市に賠償しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、ロゴマークの使用によって発生した知的財産権を譲渡または転貸できないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項について、使用について疑義が生じた場合は、市長は、使用者と協議の上、必要な事項を定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。